日付：令和7年11月10日

〇帯広市開発行為の事前協議等に係る事務処理要領

令和７年３月31日

帯広市開発行為の事前協議等に係る事務処理要領

開発行為の事前協議等に係る事務処理要領（平成４年10月１日）の全部を次のように改める。

（趣旨）

第１条　この要領は、帯広市自然環境保全条例（平成４年条例第17号。以下「条例」という。）及び帯広市自然環境保全条例施行規則（平成４年規則第26号。以下「規則」という。）の施行に関し、開発行為の事前協議等について適正、かつ、迅速な事務処理を図るため、当該事前協議等に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　土地の区画形質の変更　切土、盛土又は整地等の造成工事により土地に対して物理力を行使する行為又は土地の利用状況を変更する行為をいう。

（２）　土地に対する物理力を行使する行為　有形力による土地の改変をいう。

（３）　土地の定着物への物理力を行使する行為　既存の垣根、へいの除却のような行為をいう。

（４）　土地の利用状況を変更する行為　土地の利用、用途を変更する行為をいう。

（対象となる開発行為）

第３条　条例第16条の事前協議の対象となる開発行為は、次に掲げるものとする。

（１）　面積が3,000㎡以上の土地の区画形質の変更が行われるものであって、開発する区域の土地の利用目的、物理的形状等からみて、一体と認められるもの

（２）　開発行為をする土地の区域が１回の行為では面積が3,000㎡未満であるが、それに引き続いて行われる行為によって総体として面積が3,000㎡以上の開発行為となるもの

２　前項各号に掲げる開発行為に係る事前協議に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（１）　前項第２号に規定する開発行為にあっては、土地所有者又は使用の実体を把握するとともに、事業者から全体計画を聴取し、一体と認められる場合には、その時点で事前協議をするよう指導すること。

（２）　土地の定着物への物理力を行使する行為は、土地の区画形質の変更に該当しないこと。

（３）　建築物の建築自体と不可分一体の工事と認められる基礎打、土地の掘削等の行為は、建築物の建築行為とみなされ、土地の区画形質の変更に該当しないこと。

（４）　土地の利用状況を変更する行為（自己の居住の用に供するために変更する行為を除く。）にあっては、農地等宅地以外の土地を宅地とする場合は、開発行為に該当すること。

（事前相談）

第４条　市長は、あらかじめ事前協議の対象となるかの判断と事業の概要を把握するため、開発行為を行おうとする者に対し、事前協議の前に事前相談の申出を行うよう指導するものとする。

２　市長は、前項の事前相談を受けたときは、開発行為事前相談票（別記様式１）により処理するものとする。

（事前協議）

第５条　開発行為を行おうとする者は、あらかじめ開発行為事前協議書（規則別記第４号様式）に規則第５条第２項各号に指定する図面等のほか、次の各号に掲げる書類を添えて市長に協議しなければならない。

（１）　開発行為計画概要表（土地関係）（別記様式２）

（２）　開発行為計画概要表（工事関係）（別記様式３）

（３）　開発区域内権利者一覧表（別記様式４）

（４）　その他市長が指定する書類

２　市長は、事前協議書の提出があったときは、開発行為が次の各号に掲げる事項に適合しているか審査し、その結果を通知する。

（１）　開発行為をする土地が地域の環境の保全上、災害の防止上必要な限度の開発に留めてあるこ

と。
（２） 開発行為をする土地の区域に所在する森林が、当該区域及びその周辺の地域の環境の保全上又は水源のかん養上必要な限度において、適正に保存されるよう措置されていること。
（３） 開発行為をする土地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ、土砂の流出又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられていること。
（４） 開発行為をする土地の区域及びその周辺の地域の道路、河川、水路その他公共施設等が環境保全上、災害の防止又は通行の安全上支障がないような規模及び構造で適当に配置されていること。
（５） 開発区域内の土地又は当該土地にある工作物につき、当該開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていること。
（６） 開発行為の内容等により前号のほか、利害関係者及び市長が特に必要と認める者として漁業協同組合、水道事業者、地域住民、環境保護団体等の理解を得ていること。
（７） 開発区域内の施設整備が接続する公共施設の管理者の同意を得、かつ、当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置された公共施設を管理することとなる者と協議を了していること。
（８） 別表に定める指導基準に適合していること。
３ 北海道の許可対象となる開発行為については、本市の事前協議が終了したとしても、北海道の許可処分が出るまでは、事前の着手はしてはならない。
（事前環境調査）
第６条 市長は、開発行為を行おうとする者に対し、条例第17条に規定する事前環境調査を次のとおり実施するよう指導するものとする。
（１） 環境影響評価法（平成９年法律第81号）、北海道環境影響評価条例（昭和53年条例第29号）、北海道ゴルフ場開発の規制に関する要綱（平成２年11月15日北海道公告）に基づき行なわれる影響評価については、それぞれに基づく評価書を提出すること。
（２） 前号以外に係るもののほか、おおむね150ヘクタール以上の大規模な遊戯施設、運動施設、休養施設の建設に係る開発行為及び特異な自然環境が生じているところ又は学術的に特に貴重なところで行われる開発行為について事前環境調査を実施すること。
（３） 前号の事前環境調査については、原則として北海道環境影響評価条例に基づく調査項目及び実施手順等によること。ただし、開発行為の手法、開発行為地の状況等により自然環境等に与える影響が少ない場合においては、調査内容を簡略化した概況調査によることができるものとすること。
（４） 事前環境調査の提出時期は、事前協議が終了する以前とすること。
（審議会の意見）
第７条 開発行為のうち事前環境調査の対象となるもの及び専門的知識を必要とする開発行為の審査に当たっては、帯広市環境審議会の意見を聴くことができるものとする。
（着手等の届出）
第８条 市長は、開発行為を行おうとする者に対して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を行うよう指導するものとする。
（１） 工事に着手したとき 着手の日から１週間以内に着手届を提出すること。
（２） 着手又は完了の時期を変更するとき 変更の１週間前までにその理由及び新たな工事工程を添えて変更届を提出すること。
（３） 工事を１月以上中止（冬期間の中止を含む。）し、又は当該中止に係る工事を再開しようとするとき 中止又は再開の１週間前までに中止又は再開届を提出すること。
（４） 開発行為を廃止しようとするとき 廃止の１週間前までに廃止届を提出し既設の公共施設等の機能回復及び災害防止に必要な措置を講ずること。
（５） 工事施工者を変更しようとするとき 変更の１週間前までに変更届を提出すること。
２ 前項の措置は、開発行為着手（完了・着手時期の変更・完了時期の変更・中止・再開・廃止・工事施工者の変更）届出書（別記様式５）によるものとする。
（災害の防止の措置）

第９条　市長は、開発行為を行う者（以下「行為者」という。）に対して、防災工事が必要な場合は、工事に先行して防災工事を行うよう指導するものとする。

２　行為者は、前項の防災工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に通知するものとする。

３　行為者は、工事中、大雨警報等により災害が発生するおそれがある場合には、災害防止のために必要な措置を講じるとともに、現に災害が発生した場合には、速やかにその状況と措置した内容について市長に報告するものとする。

（現場写真の撮影）

第10条　工事が適正に施行されたかどうかを確認するため、行為者は、工事種別毎の施工状況について現場写真を撮影するものとする。

（変更の協議）

第11条　行為者は、開発行為の事前協議の終了後から工事が完了するまでの間において、次の各号に掲げる事項のいずれかを変更しようとするときは、工事を行う前に開発行為変更に係る事前協議書（別記様式６）により協議を行うものとする。

（１）　開発行為の種別

（２）　開発行為をする土地の位置、区域及び規模

（３）　開発行為に係る施設設備の種類及び規模

（４）　開発行為に関する設計

２　前項の規定にかかわらず、行為者は、前項各号に掲げる事項の変更のうち、工事の実施に関し通常必要と認められるもの又は災害の防止若しくは環境の保全上特に支障がないと認められるものについては届出をするものとする。

（工事完了の確認）

第12条　行為者は、工事を完了したときは、完了の日から１週間以内に現場写真を添えて別記様式５を提出するものとする。

２　市長は、前項の提出があったときは、開発行為が事前協議の内容に適合しているかについて確認審査を実施するものとする。

（他法令による処分との調整）

第13条　市長は、条例の処分と森林法（昭和26年法律第249号）、農地法（昭和27年法律第229号）又は道条例等の処分と競合する場合においては、事前協議の審査に当たって関係機関との事前の調整を図るものとする。

２　市長は、開発行為が他法令の適用を受ける区域と条例の適用を受ける区域にまたがる場合についても事前協議の審査に当たって関係機関との事前の調整を図るものとする。

（協定の締結）

第14条　市長は、開発行為を行うことについて災害の防止上又は環境の保全上の見地から必要な事項について開発行為を行おうとする者その他の利害関係人と協定を締結し、その実効性を確保するものとする。

（住民合意）

第15条　開発行為を行おうとする者は、その行為について理解を得るための住民合意等の形成を図るよう努めるものとする。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表
指導基準
１　開発行為に関する一般的事項
（１）　開発行為をしようとする区域（以下「事業区域」という。）に原則として良好な自然環境が保たれているところとして指定されている次の地域等が含まれていないこと。
ア　森林法に定める保安林（保安予定森林を含む。）及び保安施設地区（保安施設地区予定地を含む。）
イ　自然公園法に定める自然公園の地域
ウ　北海道自然環境等保全条例に定める道自然環境保全地域、環境緑地保護地区等
エ　北海道文化財保護条例に定める天然記念物を含む地域
オ　帯広市自然環境保全条例に定める保全地区
（２）　事業区域の面積に対する現地形の土地の区画形質を変更する土地の面積（造林に係るものを除く。）の割合（開発率）は次のとおりとする。
ア　ゴルフ場の造成　おおむね40％以下
イ　スキー場の造成　おおむね40％以下
ウ　宿泊レジャー施設の造成　おおむね50％以下
エ　別荘地の造成　おおむね40％以下
オ　その他
事業の目的、規模、自然環境に与える影響等を考慮し、必要最小限の開発にとどめること。
（３）　災害の防止上から急勾配（おおむね30°以上）地については、原則として開発はしないこと。
（４）　自然の生態系の維持を図るため原則として河川、沢（河川、沢からおおむね30ｍ以内を含む）の現況を変化させないこと。
２　森林に関する事項
（１）　森林法及び北海道林地開発許可の審査基準による。

| 開発行為の目的 | 事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合 | 森林の配置等 |
|---|---|---|
| 別荘地の造成 | 残置森林率はおおむね60％以上とする。 | １　原則として周辺部に幅おおむね30ｍ以上の残置森林又は造成森林を配置する。<br>２　一区画の面積はおおむね1,000㎡以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね30％以下とする。 |
| スキー場の造成 | 残置森林率はおおむね60％以上とする。 | １　原則として周辺部に幅おおむね30ｍ以上の残置森林又は造成森林を配置する。<br>２　滑走コースの幅はおおむね50ｍ以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100ｍ以上の残置森林を配置する。<br>３　滑走コースの上・下部に設けるゲレンデ等は１箇所当たりおおむね５ｈａ以下とする。またゲレンデ等と駐車場との間には、幅おおむね30ｍ以上の残置森林又は造成森林を配置する。 |
| ゴルフ場の造成 | 森林率はおおむね60％以上とする。（現状のまま残す森林の率をおおむね50％以上、残置森林率はおおむね40％以上）とする。 | １　原則として周辺部に幅おおむね30ｍ以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね20ｍ以上）を配置する。<br>２　ホール間に幅おおむね30ｍ以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね20ｍ以上）を配置する。 |
| 宿泊施設レジャー施設の設置 | 森林率はおおむね50％以上とする。（残置森林率おお | １　原則として周辺部に幅おおむね30ｍ以上の残置森林又は造成森林を配置する。 |

| | | |
|---|---|---|
| | むね40%以上） | 2　建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。<br>3　レジャー施設の開発行為に係る１箇所当たりの面積はおおむね５ｈａ以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 |
| 工場、事業場の設置 | 森林率はおおむね25%以上とする。 | 1　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ｈａ以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。<br>2　開発行為に係る１箇所当たりの面積はおおむね20ｈａ以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 |
| 住宅団地の造成 | 森林率はおおむね20%以上とする。（緑地を含む） | 1　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ｈａ以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林･緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。<br>2　開発行為に係る１箇所当たりの面積はおおむね20ｈａ以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。 |
| 土石等の採掘 | | 1　原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。<br>2　採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。 |
| 太陽光発電設備の設置 | 森林率はおおむね25%（残置森林率はおおむね15%以上）とする。 | 1　原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ｈａ以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林（おおむね30mの幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。<br>2　開発行為に係る１か所当たりの面積はおおむね20ｈａ以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 |

※　森林の配置は、残置森林によることを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置する。造成森林の配置は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限る。

（２）　河川、沢の樹林地

自然の生態系上又は景観上から極力残置すること。

（３）　無立木地の植栽等

良好な自然環境を創造していくため無立木地の植栽等の必要な措置が講ぜられていること。植栽にあたっては、次のことに配慮すること。

ア　事業区域内の表土を利用すること。
イ　現存樹木を移植すること。
ウ　植栽樹木の植樹について協議すること。

３　排水、し尿処理等に関する事項

（１）　水道水源上流域については、原則としてし尿及び雑排水は直接公共用水域に放流しないものとする。

（２）　（１)によりがたい場合又は水道水源上流域以外の区域については、原則として、し尿及び雑排水は合併浄化槽によるものとし、極力三次処理など適切な処理を講じ、その水質は次によるものとする。

排水基準（日間平均値）

| 項目 | 基準値 |
|---|---|
| ｐＨ | 5.8以上　8.6以下 |
| ＢＯＤ | 10ｍｇ／Ｌ以下 |
| ＳＳ | 20ｍｇ／Ｌ以下 |
| 大腸菌数 | 800ＣＦＵ／ｍｌ以下 |

４　農薬に関する事項

（１）　水道水源上流域については、原則として農薬を含む水を排出しないものとする。

（２）　（１)によりがたい場合又は水道水源上流域以外の地域における農薬を含む排出水については、原則として河川等に排出しないで事業区域内において再使用するものとし、河川等に排出する場合にあっては、環境省の定める「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」における指針値を超えないものとする。

（３）　農薬の使用については、常に無農薬化又は低減化に向けての対策を講ずること。

（４）　前各号に定めるもの以外については、北海道の「ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱」及び「ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱の運用について」によるものとする。

５　その他の事項

（１）　土石の採取

跡地利用について農地造成等公益性のあるもの以外については、認められないものとする。採取方法等については次のとおりとする。

ア　掘削方法は、階段採掘法、平面採取法によるものとし、すかし堀工法は行わないものとする。
イ　原則として農地造成を除き、跡地を植栽する等環境の復元の措置が講ぜられていること。

（２）　事業区域の外縁部に緑地等の措置が講ぜられていること。

（３）　交通安全上、充分な駐車場の確保の措置が講ぜられていること。

（４）　この指導基準に定められている以外のことについては、北海道自然環境等保全条例に基づく技術的細目によって措置が講ぜられていること。

（５）　細部については、市長と別途協定等を締結すること。

別記様式１（第４条関係）

別記様式１（第４条関係）

| | | | | | 担　当 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

# 開　発　行　為　事　前　相　談　票

| | | |
|---|---|---|
| 相談年月日 | 年　　月　　日（　　時） | 前回相談年月日 |
| 来訪・電話の別 | （　　回） | |
| 相　手　方<br>（会社名・住所・氏名） | | |
| 応　対　者 | （職・氏名） | |
| 行為の種類 | | |
| 相談概要 | | |
| 指　　導<br>（回　答）<br>内　　容 | | |
| 摘　　要 | （他法令との関連等）<br><br>（連絡）　　年　　月　　日（　　時）<br>方法及び相手方 | |

## 別記様式２（第５条関係）

別記様式２（第５条関係）

### 開発行為計画概要表（土地関係）

| | |
|---|---|
| 行為の名称 | |
| 行為の種別 | |
| 行為の目的 | |
| 行為の規模 | |
| 行為の所在地 | |
| 申請者　住所・氏名 | |
| 工事施工者　住所・氏名 | |
| 設計者　住所・氏名 | |
| 着手及び完了の時期 | |
| 行為地の現況概要 | |

| 土地利用計画 | 区分 | 面積 ha | 割合% | 区分 | 面積 ha | 割合% |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | 計 | | |

| 他法令との関係（各種許認可及び協議事項） | |
|---|---|
| 周辺地域に及ぼす影響 | |
| その他 | |

行為地の地目別所有者別面積

| 所有者＼地目 | | | 田 ha | 畑 ha | 採草牧草 ha | 山林 ha | 原野 ha | 宅地 ha | その他 ha | 計 ha |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 自己所有 | | | | | | | | | | |
| 他人所有 | 借地 | 国有地 | | | | | | | | |
| | | 公有地 | | | | | | | | |
| | | 個人所有 | | | | | | | | |
| | | 小計 | | | | | | | | |
| | 買収予定 | 国有地 | | | | | | | | |
| | | 公有地 | | | | | | | | |
| | | 個人所有 | | | | | | | | |
| | | 小計 | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

## 別記様式３（第５条関係）

別記様式３（第５条関係）

### 開発行為計画概要表（工事関係）

| 土工（切土又は盛土） | 面積 ㎡ | 地盤 | 土質 | 切土量 ㎥ | 盛土量 ㎥ | 法面保護の方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

| 擁壁 | 番号 | 構造 | 延長 m | 規模（高さ・厚さ） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| がけ面保護の方法 | |
|---|---|

| 道路 | 区分 | 路線数 | 延長 m | 幅員 m | 砂利厚 cm（舗装厚） | 最大勾配 % | 側溝の構造と規模 | 接続先 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 取付道路 | | | | | | | |
| | 幹線道路 | | | | | | | |
| | 支線道路 | | | | | | | |

| 主要工作物 | |
|---|---|

| 排水及び下水道 | 番号 | 種類 | 計画排水量 ㎥/s | 延長 m | 構造と規模 | 放流先名称 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| 行為の名称 | |
|---|---|

| 土石 | 地目 | 所有者 | 面積 | 土質 | 採土量㎥ | 災害防止対策 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

| 土捨場 | 地目 | 所有者 | 面積 | 捨土量㎥ | 災害防止対策 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

| 工事中の災害防止のための措置方法 | |
|---|---|

| 公共施設 | |
|---|---|
| 給水施設 | |
| 電気施設 | |
| ガス施設 | |
| ごみ処理方法 | |
| その他 | |

| 工事工程 | 年＼工種 | 年 | 年 | 年 | 年 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | 事業費（千円） | | | | |
| | 事業費合計（千円） | | | | |

| その他 | | |
|---|---|---|
| | | |

## 別記様式４（第５条関係）

別記様式４（第５条関係）

# 開 発 区 域 内 権 利 者 一 覧 表

| No. | 土地の表示 | | 公簿 | | 現況 | | 土地の所有者 | | | 所有権以外の権利 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 所在 | 番地 | 地目 | 地籍 | 地目 | 地籍 | 氏名 | 住所 | 同意有無 | 権利の種類 | 氏名 | 住所 | 同意有無 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

注　1　国有地についても、記入のこと。

　　2　適宜小計をとり、合計を記載すること。

　　3　同意の有無欄には、同意がある場合○を記入すること。

別記様式５（第８条関係）
別記様式５（第８条関係）

| 受付年月日 | 受理年月日 | 整理番号 |
|---|---|---|
| | | |

開発行為着手（完了・着手時期の変更・完了時期の変更・
中止・再開・廃止・工事施工者の変更）届出書

年　　月　　日

帯　広　市　長　　様

届出者の住所及び氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名）

帯広市自然環境保全条例第16条に規定する開発行為の着手（完了・着手時期の変更・完了時期の変更・中止・再開・廃止・工事施工者の変更）について、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出年月日・番号 | | 年　　月　　日　　第　　号 | |
| 行 為 の 種 別 | | | |
| 行為地の地名及び番地 | | | |
| 行為の着手（変更）、完了（変更）、中止、再開及び廃止の年月日 | | 年　　月　　日（中止の場合は期間を明記すること　年　　月　　日～　　年　　月　　日） | |
| 工事施工者の変更 | | 新 | 旧 |
| | 住　　所 | | |
| | 氏　　名 | | |
| | 連絡場所 | （電話　　） | |
| 理　　由 | | | |
| 中止又は廃止後の措置 | | | |

別記様式６（第11条関係）
別記様式６（第 11 条関係）

# 開発行為変更に係る事前協議書

年　　月　　日

帯広市長　　様

届出者の住所及び氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名）

帯広市自然環境保全条例第 16 条に規定する開発行為について変更をしたいので、次のとおり協議します。

<table>
<tr><td colspan="2">届出年月日・番号</td><td colspan="7">年　　月　　日　　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">行為の種別</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2">行為の規模</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">行為地の地名、地番<br>地目及び面積</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>地目</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>計</td></tr>
<tr><td>面積</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更の理由</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">変更後の行為地の地名、地番<br>地目及び面積</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>地目</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>計</td></tr>
<tr><td>面積</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更後の設計</td><td>設計説明書</td><td colspan="7">（別添のとおり）</td></tr>
<tr><td>設計図</td><td colspan="7">（別添のとおり）</td></tr>
</table>